

# 平成27年第2回三重県議会定例会

## 総務地域連携常任委員会 提出資料

### ◎議案事項

- 議案第166号 三重県行政不服審査会条例案について . . . . . 1
- 議案第167号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例案について . . . . . 3

### ◎所管事項

- 1 『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』(仮称)中間案に対する意見  
への回答について(総務部関係分) . . . . . 4
- 2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)最終案について(総務部関係分) . . . 6
- 3 『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』(仮称)中間案及び『次期の行  
財政改革取組』(素案)に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書へ  
の回答について(行財政改革取組部分) . . . . . 11
- 4 第二次三重県行財政改革取組(仮称)《中間案》について . . . . . 別冊
- 5 審議会等の審議状況について . . . . . 12

別冊1 第二次三重県行財政改革取組(仮称)《中間案》

(※平成27年11月24日全員協議会提出資料)

平成27年12月14日  
総 務 部

## 三重県行政不服審査会条例案について

### 1 行政不服審査法の改正

行政上の不服申立ては、行政庁の処分等に不服のある者が行政庁にその審査を求める行為であり、行政不服審査法は、この不服申立制度の手続きを定める一般法です。

今回、制度の公正性・透明性の確保、利便性の向上等の観点から行政不服審査法の見直しが行われて平成26年6月13日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。

この改正において、各地方公共団体においても、より客観的かつ公正な判断を得られるよう行政組織の外部の有識者で構成する第三者機関を設置することが義務付けられたことを受け、「三重県行政不服審査会」を設置するものです。

### 2 条例案の内容

#### (1) 設置

行政庁の処分等に対して審査請求がされた場合に、審査庁から諮問を受けて審査庁の判断の適否を「三重県行政不服審査会」において審査します。

#### (2) 組織

##### ① 委員（6人）

行政庁の処分等に関し、適法・違法あるいは当・不当の判断をするため、弁護士や大学教員など主に法律関係の有識者を知事が任命します。

##### ② 専門委員

多様な分野の事件が諮問されることも想定されるため、委員のみで調査審議することが困難な場合に、専門的知識を有する者を専門委員として任命します。

#### (3) 罰則

委員及び専門委員は、調査審議の過程において、個人情報など秘匿性が高い情報に接する機会があることから、守秘義務を規定します。

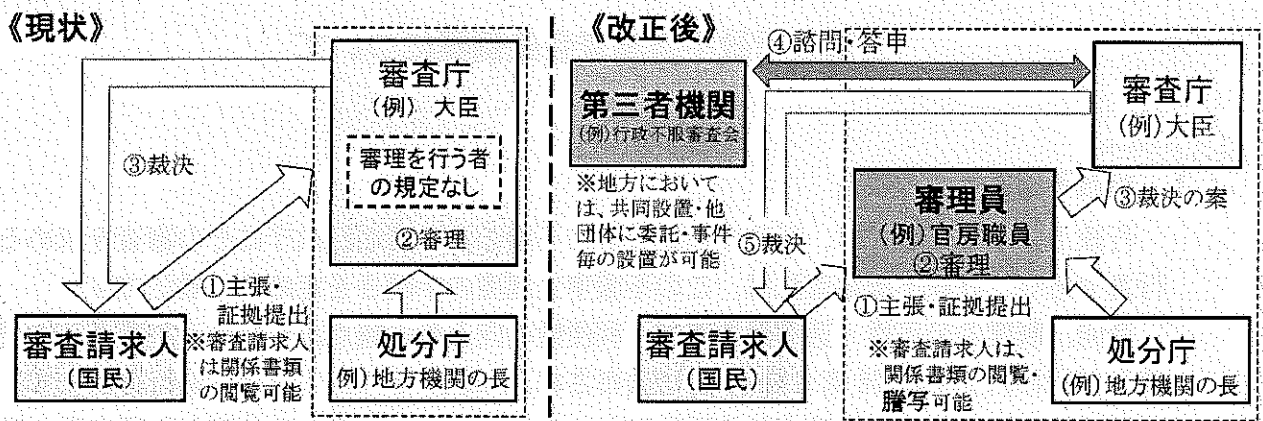
さらに、当該規定に違反した場合には、罰則を科することにより守秘義務の遵守を担保することとします。

なお、罰則の内容は、改正行政不服審査法や三重県情報公開条例などと同様に1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とします。

### 3 施行期日

平成28年4月1日から施行します（条例案では「行政不服審査法の施行の日」としていましたが、行政不服審査法の施行期日を定める政令が11月26日に公布されましたので、施行日が確定しました。）。

(参考) 審査体制 ～ 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入



## 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

### 1 条例案の内容

#### (1) 概要

行政不服審査法の全部改正に伴い、内容や用語・法律番号の変更、条項ずれなどが生じたことにより改正が必要となった条例をとりまとめ、整備条例として提案するものです。

#### (2) 各条例の改正内容

- ① 改正行政不服審査法では審理員による審理手続を原則としていますが、三重県情報公開条例などにおいては、それぞれの審査会で実質的な審査が行われ、制度として公正性が担保されていることから、審理員による審理手続の適用を除外します。
- また、開示請求等に係る処分庁による不作為について審査請求があったときにそれぞれの審査会の諮問の対象とすることなどを規定します。

(戦略企画部)

- ・三重県情報公開条例
- ・三重県個人情報保護条例

- ② 法律番号や用語の改正、条項ずれにより、以下の条例の規定を整理します。

(総務部)

- ・三重県職員退職手当支給条例
- ・職員の給与に関する条例
- ・人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(教育委員会事務局)

- ・公立学校職員の給与に関する条例
- ・公立学校職員の退職手当に関する条例

### 2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します（条例案では「行政不服審査法の施行の日」としていましたが、行政不服審査法の施行期日を定める政令が 11 月 26 日に公布されましたので、施行日が確定しました。）。

# 1 「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』(仮称)中間案に対する意見」への回答(総務部関係分)

総務地域連携常任委員会

番号	行政運営の取組名	主担当部局	委員会意見	回答
行政運営3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	総務部	基本事業40301の活動指標「総事業本数」については、実際の数値がないためこの指標の妥当性について判断するのは非常に難しいが、本数を減らすこと自体が目的化されてしまうことや、質の部分がどう担保されるのかなどの懸念があるため、この指標の設定については、今後も引き続き議論させていただきたい。	総事業本数の具体的な数値目標については、今後の常任委員会等でご説明しますが、厳しい財政状況を踏まえ、限られた県資源を最適配分することが必須となっており、事業本数の削減といった具体的な数値目標を設定することで、今まで以上に徹底した事業の見直しを行い、選択と集中をさらに進めてまいります。



## 2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」最終案について(総務部関係分)

施策の推進を支えるために

### 行政運営2 行財政改革の推進による県行政の自立運営

#### めざす姿

地域が、自らの地域を自らの責任で創っていく自主・自立の地域経営が実現しています。また、現場を重視し、自ら課題を発見するとともに、自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲の高い人材が育ち、自ら変革する組織風土が確立され、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

#### 現状と課題

- これまで取り組んできた「三重県行財政改革取組」における残された課題への対応や、「みえ県民カビジョン」の基本理念の実現に向けた県政運営の変革をさらに促進するため、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。
- 県民ニーズの高度化・多様化や厳しい行財政環境の中で、職員一人ひとりのライフステージに応じたキャリアデザインの実現を支援できる職場環境とすることで、個々の能力を最大限に引き出し、県民サービスの向上につなげていく必要があります。
- 社会情勢や県政を取り巻く環境の変化をふまえ、職員の意欲や能力の向上につなげる取組を進めるとともに、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、高い意欲やコンプライアンス意識、専門性等を持った人材を育成することが求められています。
- 職員の危機管理意識は高まってきているものの、実際の行動に結びついていない面もあることから、危機対応力を備えた人材育成をより一層進める必要があります。また、危機の未然防止の徹底を図る必要があります。
- 職員が心身ともに健康で、職場においてその能力を十分に発揮することが求められているため、これまでの健康管理の取組に加え、職員自身のこころと体の健康への関心を喚起し、セルフケアに対する意識の向上を図る取組が必要です。

#### 新しい豊かさ・協創の視点

「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現につながるよう、県民との「協創」の視点を持ち、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりに積極的に取り組む人材の育成や体制の整備などに取り組みます。

#### 取組方向

- 「みえ県民カビジョン」に掲げた県政運営の基本姿勢に基づき、県民との「協創」の取組の推進や、現場重視で県民に成果を届けるための取組の推進などに重点を置いた行財政改革を進めます。
- 職員一人ひとりの「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を実現させるために、ワーク・ライフ・マネジメントの取組を推進します。
- 職員の意欲、コンプライアンス意識や専門性、管理職員のマネジメント能力の向上を図るとともに、時代の変化に的確に対応できる高度な専門性と、現場を重視し「協創」の取組を進めることができるスキルを身につけた人材の育成を進めます。
- 県政を取り巻くさまざまなリスクに対応するため、未然防止策の実効性を高めるとともに、危機に的確に対応できる人材の育成に取り組めます。
- 職員の安全を確保し、こころと体の健康保持・増進を図るため、職場での健康管理や総合的なメンタルヘルス対策等、安全衛生管理に取り組めます。

平成31年度末での到達目標

「みえ県民カビジョン」に掲げた県政運営の基本姿勢に基づく行政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともにコンプライアンス意識が向上した職員が育っています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
行財政改革取組の達成割合	—	100%	次期の行財政改革取組における全ての具体的取組のうち達成した取組の割合

主な取組内容  
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>40201 自立的な県行政の運営 (主担当：総務部行財政改革推進課)</p> <p>行財政改革の取組を的確に進行管理するとともに、改善・改革が意欲的に行われる組織風土づくりを進めます。また、職員一人ひとりの「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を実現させるために、ワーク・ライフ・マネジメントを推進します。</p>	<p>事務改善取組の実践(「MIE 職員力アワード」への応募)</p> <p>〔目標項目の説明〕 「MIE 職員力アワード」に応募した所属の割合</p>	67.0% (26年度)	90.0%
<p>40202 人材育成の推進 (主担当：総務部人事課)</p> <p>「みえ県民カビジョン」に掲げる「県民との『協創』『現場重視』等の考え方などをふまえつつ、時代の変化に的確に対応できる多様な人材の育成や、職員のこころと体の健康保持・増進に努めます。</p>	<p>人材育成に関する達成度</p> <p>〔目標項目の説明〕 協創に関する研修の受講後、知事部局内で協創への理解が向上し、研修が今後の業務に生かすことができるとした職員の割合</p>	—	100%



## 行政運営 3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営

### めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

### 現状と課題

- 県の財政状況は、これまで財源として活用してきた特定目的基金の残高が減少していることに加え、社会保障関係経費や公債費が増加するなど、厳しさが一層増してきています。今後は、これまでの取組に加え、新たな課題に対応するための財源確保も求められていることから、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。
- 税収確保対策については、個人住民税の特別徴収義務者の指定を徹底するなど市町と連携した取組を実施した結果、県税収入未済額の縮減、徴収率の向上等において一定の成果をあげることができました。今後も一層の税収確保対策を進める必要があることから、引き続き県民の皆さんが納税しやすい環境の整備拡充や滞納整理の強化に努めるなど、効果的な取組を行う必要があります。
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成 26(2014)年度に策定した「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、公共施設等の適切な質と量の確保に取り組む必要があります。また、財産の有効活用や未利用財産の売却に引き続き取り組む必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが、将来に対して不安を感じることなく、安心して暮らすことができる社会づくりを進めるため、将来世代に負担を先送りしない健全で持続可能な財政基盤の確立に取り組みます。

### 取組方向

- 財政運営にあたっては、将来世代に負担を先送りすることなく、健全で持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き、可能な限り県債発行の抑制に取り組むとともに、大規模プロジェクトの実施に備えるための基金を積み立てていくなど、機動的な財政運営を確保します。また、より県民の皆さんにわかりやすく財政状況をお伝えするため、統一的な基準による地方公会計の整備などを通じて、財政運営等の「見える化」を推進します。
- 県民の皆さんが税の重要性を理解し、自主申告、自主納税される環境を整えます。また徹底した課税調査や的確な滞納整理等により、公平で適正な賦課徴収を図ります。
- 「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、これまでの取組もふまえ、長期的視点を持って県の公共施設等の適切な質と量の確保に取り組むため、各部局と情報共有等を行うとともに、総務部が所管する庁舎等について、点検・修繕履歴の情報蓄積を進め、予防保全の観点から修繕等を実施します。また、財産の計画的・効果的な利活用や未利用財産の売却に取り組みます。

平成31年度末での到達目標

県債残高の減少傾向を維持し、持続可能な財政構造が確立されるとともに、財政構造の弾力性が向上しています。  
 県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。  
 庁舎的確な保全が行われ、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県債残高	8,048億円 (26年度末)	(検討中)	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く

主な取組内容  
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>40301 持続可能な財政運営の推進 (主担当：総務部財政課)</p> <p>一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、過度に県債に依存することのない持続可能な財政運営をめざして、県債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるなど財政運営の改革に取り組みます。</p>	総事業本数	1,616本 (26年度)	1,536本未満
	<p>【目標項目の説明】 当初予算編成時点における総事業本数</p>		
<p>40302 公平・公正な税の執行と税収の確保 (主担当：総務部税務企画課、税収確保課)</p> <p>納税者および特別徴収義務者が税に関する重要性の理解を深め、適正に自主申告、自主納税されるよう、公平で適正な賦課徴収を行うとともに、滞納額の縮減や納税環境の一層の整備に取り組みます。</p>	3月末現在の県税徴収率(個人県民税を除く)	97.47% (26年度)	97.57% (30年度)
	<p>【目標項目の説明】 個人県民税を除く、3月末現在の県税収入額を調定税額で除した率</p>		
<p>40303 最適な資産管理と職場環境づくり (主担当：総務部管財課)</p> <p>庁舎利用者の安全・安心の確保と、庁舎の長寿命化を図るため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、メンテナンスサイクル(点検・診断(評価)・修繕の履歴を蓄積し、次期点検・診断(評価)・修繕に生かすサイクル)を実施するとともに、未利用財産の貸付や売却、公用車広告を行うなど、県有財産の計画的・効果的な利活用を進めます。</p>	メンテナンスサイクルの実施割合	—	100%
	<p>【目標項目の説明】 本庁舎・地域総合庁舎の建物・設備に係る自主点検の結果判明した劣化・不具合箇所に対して診断(評価)を行い、不具合・修繕履歴の蓄積等により的確な保全を図るメンテナンスサイクルを実施している庁舎の割合</p>		

## 行政運営の取組の数値目標

各行政運営の取組に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

### 行政運営 ～施策の推進を支えるために～

施策基本事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
行政運営2	県民指標	行財政改革取組の達成割合	次期の行財政改革取組では、具体的取組ごとに工程を設定しており、全ての具体的取組のうち達成した取組の割合を目標とすることが、全体としての進行管理を行う上で適当であると判断されることから選定しました。	次期の行財政改革取組は平成28年度～31年度を取組期間としており、この期間内に全ての具体的取組を達成すべきであると考え、設定しました。	-	100%
40201	活動指標	事務改善取組の実践（「MIE職員力アワード」への応募）	職員の自主的・創造的な改善・改革の取組等を讃える表彰制度である「MIE職員力アワード」に応募する所属の割合が高まることは、より質の高い行政サービスの提供事例が幅広く行われていることから選定しました。	これまで平成27年度の応募所属割合を70%とすることをめざしてきており、さらに90%に高めることをめざし、設定しました。	67.0% (26年度)	90.0%
40202	活動指標	人材育成に関する達成度	現場を重視し、自ら課題を発見する力や自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲とともに、「協創」の取組を進めることができるスキルを身につけた人材を育成することが求められていることから選定しました。	「みえ県民ビジョン」に掲げた県政運営の基本姿勢に基づき、県民との「協創」の取組を推進する必要があるため、全ての職員が「協創」の取組を進めるスキルを身につけることをめざし、設定しました。	-	100%
行政運営3	県民指標	県債残高	持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債残高（臨時財政対策債等を除く）を抑制することが必要であることから選定しました。	今後、現状値を把握し、目標値を設定します。	8,048億円 (26年度末)	(検計中)
40301	活動指標	総事業本数	厳しい財政状況をふまえ、限られた県資源を最適配分することが必須となっており、事業本数の削減といった具体的な数値目標を設定することで、今まで以上に徹底した事業の見直しを行い、選択と集中をさらに進めていくことが必要であることから選定しました。	リーマンショック発生前時点の平成19年度当初予算編成時点を起点として、平成27年度時点における事業削減率（年1.22%の削減）をふまえ、今後4年間で5%（年1.25%）の削減を目標として設定しました。	1,616本 (26年度)	1,536本未満
40302	活動指標	3月末現在の県税徴収率（個人県民税を除く）	行政サービス提供のもととなる県税収入の確保の度合いを示す代表的な指標であることから選定しました。	徴収率は既に高水準に達していますが、公平で適正な賦課徴収を行う観点から、さらなる徴収率の向上に努め、5年間で徴収率を0.1ポイント上昇させることをめざし、目標値を設定しました。	97.47% (26年度)	97.57% (30年度)
40303	活動指標	メンテナンスサイクルの実施割合	「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、メンテナンスサイクルを的確に実施することにより、庁舎利用者の安全・安心の確保と、庁舎の長寿命化につながることから選定しました。	庁舎利用者の安全・安心を確保するとともに、庁舎の長寿命化や中長期的な維持管理コストの削減を進めるためには、本庁舎および全ての地域総合庁舎において、法定点検に加え、建物・設備の自主点検に取り組み、メンテナンスサイクルを着実に実施していく必要があることから設定しました。	-	100%

3 『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』(仮称)中間案及び『次期の行財政改革取組』(素案)に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書への回答 (行財政改革取組部分)

(総括的事項)

「次期の行財政改革取組」(素案)について

番号	申し入れ内容	主担当部局	全員協議会・委員会意見	回 答
1	人づくりの改革について	総務部	<p>特に「人づくりの改革」では、職員の意欲を高める取組や危機管理力の向上にむけた取組などが推進され、着実にそれらの成果が出てきている一方で、現場を重視し県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるための人材育成などについては、更なる取組が必要となっています。</p> <p>このため、次期の行財政改革取組では、県民との「協創」の取組を進めていくためにも、これまで本県で取り組んできた「協働」取組などについても検証・分析を行うなかで、今後の新たな取組について検討されるとともに、今後も継続して取り組む職員の意欲向上やコンプライアンス徹底などの取組については、特に若い職員の意見などにもしっかりと耳を傾けて、今後の取組について検討されることを要望します。</p>	<p>次期の行財政改革においては、現場を重視し、多様な主体との協創の取組を推進できる行財政運営への変革を重点の一つとしており、これまでの取組状況も踏まえながら、具体的な取組の検討を進めているところです。</p> <p>また、今後とも、高い意欲やコンプライアンス意識をもった人材の育成に努めるとともに、若年層を含めた職員の意見も取り入れ、着実に取組を継続していきます。</p>
2	組織風土づくりについて	総務部	<p>さらに、意欲の向上に向けた組織風土づくりの取組においては、職員一人一人にまで、しっかりと意識付けされ、自発的に職員が行動できるような意識改革を根気強く推進されるとともに、これらの取組が三重県庁全体に根付くようなものとして、なお一層の組織風土づくりに向けて取り組まれるよう要望します。</p>	<p>意欲の向上に向けた組織風土づくりにおいては、職員一人ひとりが、仕事の中で役立ち、認められていると実感しながら、意欲的に行動する組織風土となるよう、引き続き粘り強く職員の意識改革等につながる取組を進めていきます。</p>
3	地域機関の見直しについて	総務部	<p>「仕組みの改革」の取組では、政策を推進するための仕組みの見直しや県組織の見直しなどの取組が進められてきましたが、来春には、伊勢志摩サミットの開催や、人口減少対策など地方創生に向けた取組が本格化するなど新たな行政ニーズへの対応が必要となることから、県内各地域の更なる活性化を進めていく上でも、現場重視で地域の課題についての的確かつ迅速に対応できるような地域機関の見直しについても、次期の行財政改革取組の中で、検討されるよう要望します。</p>	<p>人口減少への対応等、国・地方を挙げて地方創生の取組を展開する中で、新たな行政ニーズに的確に対応するため、県の組織体制についても柔軟に見直していくことも必要であると考えます。</p> <p>一方で、組織体制については、経営資源の制約がある中で、最大限の県民サービスを提供できるよう、簡素・効率の観点から検討していく必要があります。次期の行財政改革取組においては、限られた経営資源の中でも、さまざまな行政ニーズにスピード感を持って的確に対応できるよう、機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営の取組を推進することとしています。地域機関の組織体制についても、こうした取組を進める中で、必要な検討を行っていきたいと考えています。</p>

## 5 審議会等の審議状況について

(平成27年9月15日～平成27年11月23日)

1 審議会等の名称	三重県公務災害補償等認定委員会
2 開催年月日	平成27年10月29日
3 委員	委員長 内田 典夫 委員 中村 真潮 他3名
4 諮問事項	非常勤の職員の公務災害の認定について
5 調査審議結果	<p>平成26年4月から平成27年9月までの県、市、町の非常勤職員に係る軽易な事案（46件）の処理状況について、報告し了承された。</p> <p>また、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の諮問を受け、地方公務員災害補償法の基準により、公務によるものかどうかの審議を行った。（1件）</p>
6 備考	